

ID&E ホールディングス 人権基本方針

ID&E ホールディングスグループ（ID&E グループ）は、人権を尊重することが企業の社会的責任であることを認識し、その考え方を「人権基本方針」として定め、これを遵守していくことを約束します。

1. 関連する原則・宣言の支持

ID&E グループは、「国連グローバル・コンパクト」の原則、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」及び日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を支持し、企業活動のあらゆる場面において人権を尊重し、持続可能な社会の実現に貢献します。

人権尊重にあたっては、事業実施国の法規に加えて、人権に関する原則・宣言を含む主要な国際規範及び枠組を参照し、企業が尊重すべき人権の全体像の把握に努めます。

2. 尊重すべき人権の主体

ID&E グループは、自社事業に関わる全ての役員・従業員に加えて、取引先役員・従業員、更には、顧客、消費者及び企業活動が行われる地域住民など、自社事業に関わる全ての人の人権を尊重します。

3. 人権尊重にかかる行動ガイドライン

ID&E グループは、次に掲げる取り組みを「人権に関する行動ガイドライン」として定め、これに沿って企業活動を推進します。

- 1) 人権の全体像の把握
- 2) 企業活動における人権尊重の重要事項
- 3) 人権尊重のための実施体制の整備
- 4) 人権デュー・ディリジェンスの実施
- 5) 救済措置の整備

4. 適用範囲及びビジネスパートナーへの期待

本方針は、原則として、ID&E グループの役員および従業員に適用します。また、ID&E グループの全てのビジネスパートナーの皆様にも、本方針に対し理解と支持を頂くことを期待します。

策定 2024.5.15
改訂